

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年七月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田 島 清 志

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
秩父郡小鹿野町長留字横吹六一九番一 地先から同郡同町長留字南千束六八六 番三地先まで	秩父郡小鹿野町長留字池ノ入三七六番 地先から秩父市田村字深町一八九三番 一地先まで	区 間	
一五・四〇〃八一・四四	一三・一七〃四一・二三	敷地の幅員 (メートル)	
五七三・〇六	九四二・六〇	延長 (メートル)	
			備 考